

令和 8 年 市 議 会
議員提出議案第 5 号

非核三原則の堅持を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

提出者	別府市議会議員	市 原 隆 生
賛成者	別府市議会議員	谷 口 和 美
賛成者	別府市議会議員	三 重 忠 昭
賛成者	別府市議会議員	野 口 哲 男
賛成者	別府市議会議員	山 本 一 成
賛成者	別府市議会議員	松 川 章 三
賛成者	別府市議会議員	穴 井 宏 二

非核三原則の堅持を求める意見書

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、昭和42年（1967年）に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和46年（1971年）には衆議院において、この原則の遵守に言及した決議が可決されて以来、我が国の確固たる国是として位置付けられ、歴代内閣もこれを一貫して堅持してきた。

我が国は唯一の戦争被爆国であり、広島・長崎の戦禍を二度と繰り返さないという決意のもと、国際社会における平和と安全の維持、ひいては「核兵器のない世界」の実現に向けて主導的な役割を果たすことが強く求められている。

本年1月には一方の被爆地である広島市議会においてこの「非核三原則の堅持を求める意見書」が全会一致で可決されるなど地方自治体や国民の間からも、国是としての原則順守を求める声が改めて高まっている。

近年の緊迫する国際情勢や安全保障環境の変化の中にあっても非核三原則は我が国が平和国家として歩むべき根幹であり、いささかもゆるがせにはならないのである。

核兵器を取り巻く国際情勢は厳しさを増しているが、こうした時代だからこそ、非核三原則は、今後も守られることが望まれる。

81年前の広島と長崎にもたらされた惨禍は二度と繰り返してはならず、被爆の実相を後代に伝えつつ、非核三原則を堅持し、「核兵器のない世界」の実現に向けて努力を、着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命である。

よって、国及び政府におかれては、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地をはじめとする国民の思いをしっかりと受け止め、非核三原則を将来にわたって断固として堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月29日

大分県別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣 殿